

# 第5章 児童福祉法のサービス

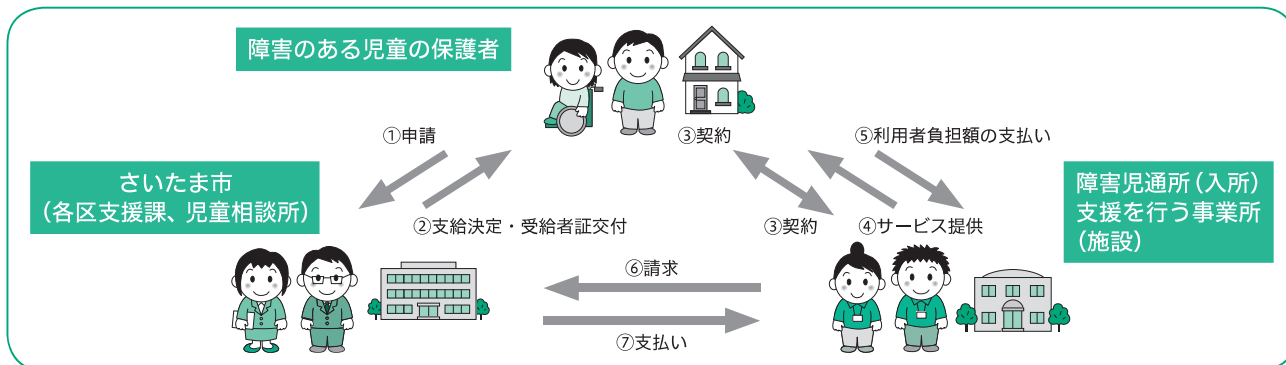
## 児童福祉法のサービス（ 1 ページ欄外参照）

児童福祉法に基づき、障害のある児童に対し、心身ともに健やかに育成するための支援を行います。

### 障害児通所支援・障害児入所支援の内容

	サービス種類	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除く学校に通う障害のある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援		障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画作成後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

### ◇サービス利用のしくみ



### ◇申請窓口

障害児通所支援：各区役所支援課（3 ページ参照） 障害児入所支援：児童相談所（6 ページ参照）

### ◇児童福祉法に基づくサービスの負担上限月額

児童福祉法に基づくサービスを利用する際の利用者負担として、「サービスに要する費用の1割」と、食費等を負担する「実費負担」があります。

サービスに要する費用の1割については、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されているため、サービス利用量にかかわらず、その額以上の利用者負担は生じません。（負担上限月額については、21 ページの表2と同じですので、そちらをご参照ください。）

実費負担は、施設でのサービスを利用する際に支払います。低所得の方は負担が軽くなるよう配慮されています。

詳しくは、障害児通所支援については各区役所支援課に、障害児入所支援については児童相談所にお尋ねください。